

平成 26 年 12 月 8 日

立川市議会

議長 須崎 八朗 殿

立川市議会 総務委員会

委員長 浅川 修一

行政視察報告

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察月日

平成 26 年 10 月 21 日（火）から平成 26 年 10 月 23 日（木）

の 2 泊 3 日

2 視察地及び視察事項

視察都市名	視 察 事 項
滋賀県長浜市	長浜市民自治基本条例について
滋賀県彦根市	美しいひこね創造活動について
愛知県蒲郡市	蒲郡市空き家等適正管理条例について

3 視察の概要及び所感

別紙のとおり

立川市議会総務委員会行政視察報告

視察期日 平成 26 年 10 月 21 日～23 日

視察参加者 立川市議会総務委員会

委員長 浅川修一

副委員長 江口元氣

委員 中山ひと美 伊藤幸秀 大沢純一 大沢豊

● 1 日目 滋賀県長浜市（人口 12 万 4 千人）

視察事項

市民自治基本条例について

1 日時 平成 26 年 10 月 21 日（火） 午後 2 時

2 場所 長浜市役所別館 2 階第二委員会室

3 内容

① 背景

地域によって多少の違いはあるものの、高齢化の進展や人口の減少によって、行政サービスの維持が全国的な課題となってきている。長浜市では、町衆に代表されるまちづくり組織や、結のような相互扶助の精神に基づく自治組織が古くからあり、その一部は自治会へと引き継がれていた。しかし、近年はコミュニティの希薄化とともに、かつては家庭や地域が担っていた市民サービスに税金が使われるようになり、行政依存意識が強くなっていた。今後、この必要とされるサービスを誰が、どのように担つてのかが課題となっている。さらに、長浜市は合併によって、市街地から中山間地まで多様な地域を抱えた。地域の特性や事情によって求められるサービスは少しづつ異なる。こうした多様で高度化した市民ニーズを、これまで行政が行ってきたような公平・画一的な施策や事業だけでは対応が難しく、サービスを必要とする人のニーズに応じたきめ細かで柔軟なサービス提供には、市民との「協働」により行われる方が効果的であると考える。

近年、市民活動団体などによる自発的な社会貢献活動が活発化している。長浜市でも「自分たちのまちは自分たちでなんとかしよう」という市民自治意識が高まりつつあり、行政の対応を待つのではなく、自ら主体的に地域課題の解決やまちづくりに取り組む NPO 法人が増えてきた。

そこで、長浜市では市民自治を確立するための仕組みづくりをするため、市民自治基本条例策定委員会や府内検討組織を立ち上げ、検討を重ねた結果、「市民自治基本条例」を制定した。

② 協働の理念

長浜市市民自治基本条例では、「協働」を「市民及び市又は市民相互がその役割分担

に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること」と定義し、まちづくりの理念について、「まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働してまちづくりの推進に努めるものとする」とうたっている。

③ 現状

長浜市の市民自治基本条例は、自治会とは別の枠組みとして、「地域づくり協議会」を制度化したことが特徴である。市民一人ひとりを「まちづくりの主役」、そして新たに創設した地域づくり協議会が「地域課題の解決のほか市民にかかる公共的な活動を担い、様々な主体が行なう活動について連携しながら、より効果的、より効率的に実施できるように調整する役割も担う」と規定している。

目的・目標の共有、対等な関係の尊重、自主性・自立性の尊重、相互理解の推進、情報の公開などを原則として、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画で長浜市市民共同推進計画をスタートさせた。

④ 課題

長浜市のアンケート調査によると全体として約8割の市民がまちづくりの関心を持っていると回答したが、まちづくり活動に関心があつても実際に活動をしていない人に対して、的確に情報を伝えるとともに、活動に参加するきっかけづくりや、参加しやすい環境、仕組みを構築する必要がある。

また、自治会といつても地域や集落によってその状況は大きく異なり、すべてをひとくくりにして施策を実行していくには無理がある。

地域づくり協議会は、自治会や地区連合自治会との連携に課題をもつ協議会が多く、双方の必要性や違い、連携の方法等についてきちんと説明し、理解を得る必要がある。

市民活動団体は、安定した運営、活動のための資金確保に課題があり、行政からの財政支援はもちろんだが、市民活動団体の自立に役立つ情報提供や、資金確保の仕組みづくりが必要である。

4 所感

少子高齢化の新しい処方箋としても、市民が主体的にまちづくりに参画する点でも長浜市の取り組みは画期的な取り組みと言える。今まで市が業者に委託してやっていた事業が、最終的にはNPO法人がやるようになった事例などが紹介され先進的な取り組みを学ぶことができた。しかしながら、地域づくり協議会と自治体の連携など様々な問題も多く感じた。立川市は自治会加入率に課題はあるものの、自治会が積極的な活動を行っており、導入に関しては、こうした方々の意見を聞き、慎重に進めなければならないと思料。

●2日目 滋賀県彦根市（人口11万3千人）

視察事項

美しい彦根創造事業について

1 日時 平成26年10月22日（水）午前10時

2 場所 彦根市役所会議室

3 内容

① 概要

1年間を通して彦根のまちを美しくする活動をした市民に対し、お礼として地域通貨「彦」を配布する制度である。彦根市を美しくする「美しい行為」と「地域通貨」を通じて、市民が協働して活性化を図り「美しいひこね」を創造する。

参加資格は高校生等を除く満18歳以上の彦根市民、市内への通勤者、通学者と規定している。A まちの美観を保つ活動、B 地域安全活動、C 助け合い活動、D 低炭素社会づくり活動、E 健康増進活動の5つのいずれかの「美しい行為」を1週間に15分以上すると1単位となる。交付額は美しい行為「1単位」=25彦となり、計算式は以下のようになる。

美しい行為の回数×25彦=交付額 (※1,000彦未満は切り捨て、最大交付額1300彦)

また、活動期間は4月1日から翌年3月31日で、活動実績の報告を翌年度の4月1日から5月31日までにすることにより、地域通貨「彦」が交付される。地域通貨「彦」の使い道としては、市民等間における流通（協力店での使用など）、市の施設使用料・市の手数料、登録団体への寄附（登録団体は100彦=100円で換金可能）、エコバッグとの交換（「彦」5枚）、ごみ袋との交換（「彦」1枚）がある。

② 現状

登録者数は平成18年度1,996人だったが、平成25年度には5,348人と8年で3,000人以上の登録者を増やしてきた。世代別でみると60代が23.5%、70代以上が37.0%に対し、20代が2.3%、30代8.8%、40代14.1%、50代14.2%と偏りがある。また、「美しい行為」に関してもA まちの美観を保つ活動が20,436回、B 地域安全活動が9,953回、C 助け合い活動が8,171回、D 低炭素社会づくり活動が13,473回に対し、E 健康増進活動が69,749回と大きく偏りがある。利用状況は換金交付分が67.1%、市内流通分が19.7%、エコバッグ交換分が6.8%、ごみ袋交換分が4.1%、窓口活用分が2.3%となっている。

③ 課題

持続可能な財政基盤の確立が必要とされ、現在この制度は岐路に立たされている。彦根市として条例改正も視野に新たな事業の方向性と将来像を現在検討中である。

4 所感

地域通貨の取り組みは全国各地で行っているが、その多くは財政的な課題に悩まされている。彦根市においても財政基盤の確立が大きな課題となっている。また効果の面でも、市民の意識向上に繋がっているかと言えば、大きな疑問がある。A まちの美観を保つ活動、B 地域安全活動、C 助け合い活動、D 低炭素社会づくり活動は社会貢献活動と言えるが、E 健康増進活動は日頃からランニングなどを心がけている人にとっては日常の延長線上にあり、純粋な社会貢献活動かどうかは疑問が残った。画期的な取り組みであるが、立川市で

の導入は慎重にならざるを得ないと思料。

● 3日目 愛知県蒲郡市（人口8万2千人）

視察事項

空き家等適正管理条例について

1 日時 平成26年10月23日（木）午前10時

2 場所 蒲郡市役所6階議会応接室

3 内容

① 経緯

近年、高齢化や核家族化の進展により、全国的に空き家が増えつつある。適正に管理されていない空き家は、近隣住民に危険や被害を及ぼすなど様々な問題を引き起こす要因となっている。

蒲郡市では、空き家等の適正な管理に関し、市、市民、所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故や犯罪等を未然に防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に「蒲郡市空き家等管理条例」を制定した。

② 概要

本条例の対象は、市内の所在し、常時または長期間人が出入りしていない、管理状況が不適正な建物や工作物及びその敷地である。市の対応の流れとしては、適正な管理が行われていない空き家等を市が調査し、立ち入り調査をする。このとき人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められたときには緊急安全措置も行なう。その後、助言及び指導を行った後、勧告、命令、代執行にまで至る。代執行に関しては、他の手段によることが困難で、且つ放置することが著しく安全な市民生活の確保に反する場合に行なう。

③ 現状

平成25年度は46軒の適正に管理されていない空き家があった。このうち立ち入り調査まで至ったのは6軒、緊急安全措置をしたのは2軒である。

4 所感

全国的にみて、空き家等適正管理条例を制定した自治体は138団体ある。そのうち、公表の規定がある自治体が87、罰則規定がある団体が16となっている。蒲郡市の場合は、お願いすれば何らかの対応をしてくれる方が多く、対応できないのは経済的な理由によるものがほとんどである。そのため、公表や罰則などの規定はされていない。立川市の場合も空き家対策は課題となっているが、こうした他の事例も参考に有効な対策を考えていきたい。

以上